

紀の川市地域経済循環創造事業補助金交付要綱

令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、紀の川市補助金等交付規則（平成17年紀の川市規則第41号）に定めるもののほか、国が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「総務省要綱」という。）に基づき、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進するため、地域の金融機関からの融資を受けながら、地域における経済循環に寄与する取組を実施しようとする民間事業者等に対して交付する紀の川市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 総務省要綱第8条の規定により市長が交付決定を受けたものであること。
- (2) 実施に当たり1人以上の新規常用雇用者を市内で雇用することを計画していること。
- (3) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (4) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (5) 第4条に規定する補助対象経費のうち、この要綱により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）が地域金融機関若しくは日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が、第5条に規定する補助金の額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号のいずれにも該当する者で、総務省要綱による交付金の交付決定を受けた事業を実施する民間事業者等とする。

- (1) 市内に本社本店の登記若しくは中核的な役割を担う事業所を有し、又は設置を計画している者であること。
- (2) 市が実施する同種の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していない者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っていない者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、総務省要綱による交付金の交付決定の日から第11条に規定する実績報告をした日までの間に要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物附属設備及び構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装備費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、補助事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

（補助金の限度額）

第5条 1 事業当たりの補助金の限度額は、予算の範囲内で、補助対象経費から金融機関等の融資額等及び補助事業者の自己資金等の合計額を差し引いた額（以下「補助見込額」という。）とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の限度額は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 融資額等が、補助見込額の同額以上1.5倍未満の額の場合は2,500万円を限度額とする。

(2) 融資額等が、補助見込額の1.5倍以上2.0倍未満の額の場合は3,500万円を限度額とする。

(3) 融資額等が、補助見込額の2.0倍以上の額の場合は5,000万円を限度額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、紀の川市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を

添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 総務省が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料
- (3) 事業スケジュールが分かる資料
- (4) 市税の滞納がない証明
- (5) 法人の場合は登記簿の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金における仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の交付申請額を補助対象事業費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、当該内容を審査し、適当と認めたときは、国に総務省要綱に基づく交付申請を速やかに行うものとする。

- 2 市長は、国から総務省要綱に基づく交付決定又は不交付決定を受けたときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は紀の川市地域経済循環創造事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 前項に規定する場合において、前条第2項ただし書のときは、消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業が

完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

- (6) 市長から要求があったときは、補助事業の遂行状況について、紀の川市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書（様式第4号）を提出すること。

（申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から30日以内に、交付申請書の写しを添えて紀の川市地域経済循環創造事業補助金取下書（様式第5号）を市長に提出することができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、行われなかったものとみなす。

（変更等の承認）

第10条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金事業変更申請書（様式第6号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 第6条第2項ただし書の場合において、消費税等仕入控除税額が明らかになったとき。
- (3) 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき、ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合

- (5) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (6) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は紀の川市地域経済循環創造事業補助金交付決定不承認通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、紀の川市地域経済循環創造事業補助金補助金実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 契約書、請求書、領収書、納品書等の写し
- (4) 写真（事業の完了が確認できるように撮影したもの）
- (5) 融資機関からの融資決定通知その他の融資額等を確認できる書類
- (6) 第8条第5号に規定する帳簿の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認め、補助金の交付を取り消すときは、紀の川市交付決定取消通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

3 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金返還命令書（様式第12号。以下「返還命令書」という。）により、その超える部分の額に相当する補助金の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第13条 補助事業者は、前条第1項の通知を受けたときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金交付請求書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 概算払を受けようとする補助事業者は、第7条の交付決定後に概算払を受けることができる。この場合において、補助事業者は、概算払を必要とする理由を付して、紀の川市地域経済循環創造事業補助金概算払請求書（様式第14号。以下「概算払請求書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による概算払請求書を受けたときは、速やかに当該内容を審査し、適当と認めたときは補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者から補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の事業に使用した場合

- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付決定後に生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、既に補助事業者が補助金を交付している場合において、総務省要綱第20条の規定により国から交付された交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜられたときは、補助事業者に対し、返還命令書により交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 前項の規定により返還を求めることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたとき（総務省要綱第16条第1項第4号の場合を除く。）は当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還するものとし、期限内に納付されない場合には、納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

4 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付をした日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

5 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

6 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部若しくは一部の免除を申請しようとするときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項の申請を受け、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部、若しくは一部を免除しようとするときは、紀の川市地域経済循環創造事業補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第16号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(財産の管理)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第17号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、実績報告書に取得財産等管理明細表（様式第18号）を添付しなければならない。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、取得財産等について、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）第8条に定める期間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条の規定によるものとする。
- 3 補助事業者が、第1項の規定により市長の承認を受ける場合は、紀の川市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書（様式第19号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該取得財産等の処分により補助事業者収入があると認めるときは、返還命令書により、当該収入の全部又は一部を市に返還させることができる。

（勧告・助言等）

第18条 市長は、補助事業者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の促進を図るため、必要な勧告又は助言をすることができる。

- 2 市長は、補助事業者に対し、必要があると認めるときは、補助事業を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。